

# 校訂『犬山里語記』（巻の七）

日比野 晃

はじめに

本稿は、肥田家蔵写本（小島由松写本）を底本とし、名古屋市立博物館蔵本・犬山市立図書館蔵写本（近藤秀胤写本）・国会図書館蔵写本・大島家蔵写本を校合・参考にして、これの忠実な翻刻に努めた。

なお、読解の便をはかり、次の原則にもとづいて校訂した。

- 一、適宜に段落を設け、句読点・並列点を付した。
- 一、変体仮名・合字は通行の平仮名に改めた。そして平仮名には、必要に応じて濁点を施した。

一、漢字は原則として新字体を用いた。古字・俗字・略字などは通行の字体に改めた。

一、宛字・借字は底本のままとした。

一、誤字と思われるものには右横に（ ）をつけて訂し、脱字・脱文であると思われるものは（ ）をつけて補い、必要に応じて校合本との校異を注に記した。

- 一、明らかに誤字であるもの、脱字であるものは断りなく訂した。
- 一、衍字は、当時の発音を知る上で意味があると考えられるものについては訂さず、底本のままとした。（例、下も大本町・上み番）

一、闕字については一字あけをしなかった。

一、底本には送り仮名の欠けている個処があるが、特に意味がとれない場合に（ ）をつけて補った以外は、そのままとした。

一、以上のうち、底本に掲載されている高札の文言については、句読点等を付したが、変体仮名は改めなかった。

なお、本文の語句の注および校異は、語句の右に（ ）をつけて番号を付し、本稿の末尾にまとめて記した。

注の中で指摘しておいたが、名古屋市立博物館蔵本の記述と肥田家蔵写本を比較すると、前者が推定・伝聞の形で記載されているのに対し、後者は断定の形になっている箇所がしばしばある。文の加除や配列の異同および表現の変化（例、持也↓守る。夜分↓夜中）を加えたのみならず、推定・伝聞から断定への変化は注目される。

犬山里語記 卷の七 目録

一、十式ヶ町名目井地子御免許の事

一、武家陌并北宿旧地の図

一、上本町日役人部付火見所の始・御供屋敷。中本町并専念寺前  
木戸の事。下本町并横町。名栗町。鍛冶屋町。練屋町。横町。

魚屋町并枝町。熊野町。寺内町。鵜飼町并御地の図・七軒町・

材木町。外町

一、内田。余坂。中切。大本町。木の下。出来町。丸山(新田)。

橋爪

一、御高札の文言

一、市日の事

以上<sup>(1)</sup>

犬山里語記 卷の七

陌の部

犬山十式ヶ町と称するは上本町・中本町・下本町・名栗町・鍛冶

屋町・練屋町・横町・魚屋町・熊野町・寺内町・鵜飼町・外町等也。

右は地子御免許にて日役地也。

一、御城下陌の地子御免許は、前代の御城主岐阜宰相秀俊卿<sup>(2)</sup>の御時

より免じられたると聞侍る。

一、武家陌は北宿・新道・大本町、其外御城内にて七軒町・三の丸・

東谷・西谷等に有之。御長屋は埋御門内西谷・東谷、大手東・余

坂口・鵜飼町坂口・外町木戸口等也。御城内七軒町のむかし、産

社山の節、七人の町家こゝに住す。<sup>(3)</sup>大手東の御長屋も両側共町人

住居す。新道と申名はしらず。何故に呼来や。北宿(は)木の下

に御城有し時北宿也。大本町のむかしは犬山の大通りなる陌にて、

町人住居す。平岩侯の御時、中切村の地を裂て町家を引移し坂下

大本町とし給て、跡は武家陌と成。今、庚申堂の所より下たへ段

を下りて、名古屋街道也。一岳様の御代に今の名古屋街道、羽黒

村大榎迄御開被遊候て、段の上へに替る。天正年中、羽黒川御合

戦の節、犬山方大将稲葉伊豫入道一鉄斎、陣を段の上に移すと、

今のかいどう正久寺大門口へ移されたりと聞侍る。羽黒村大榎は道の

東は枯て伐りたり大本町にむかしは寺院多し。尤、年代の遅速は計りが

たし。上に常満寺・専念寺・円光寺・龍雲寺、(下)に天岳寺・西

救坊・西願坊・十王堂・観音堂・庚申堂等也。<sup>(4)</sup>西願跡屋敷にて享

保十三年申七月二日、岩垣弾右衛門と云人を打首に行せらるゝ。

一、町方御長屋は、むかし下も大本町東側南隅に有し由。是は元と

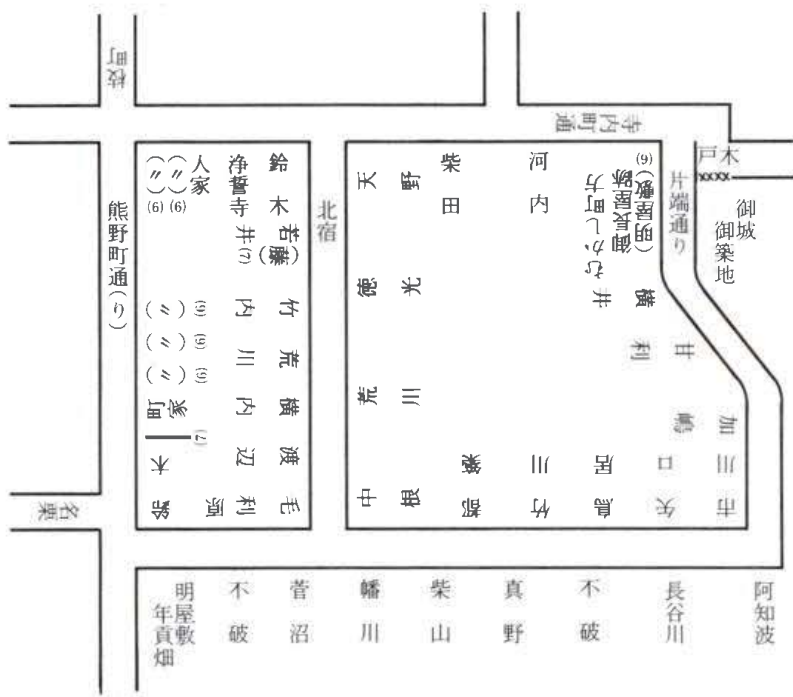
御城番三浦茂太夫、屋敷地拝領の内広過て垣を結(ふ)に世話な

りとして、居屋敷を狭して其余は返納し給ふ。こゝに始て町方の御

足輕御長屋出来たりと聞侍る。其後に寺内町木戸際南側にて片端

口へ移し給ふ。今の御長屋地はむかし竹中屋敷と云所也。易地の

節の年代不知。



一、鶉飼町坂上、今の重松御氏の御屋敷はむかしより平岩屋敷といふ。前代の御城代平岩主水采地千石の由。こゝに居給ふ。其子孫平岩主水、いぬ山寄合組にて寛政年に名古屋へ引越し。  
 一、北宿東御築地内畠は、今、神戸弥兵衛の控地なり。<sup>(5)</sup>  
 むかし武家屋敷にて如左。

一、上本町 日役十六人分

此陌に御高札有。人馬継立の問屋<sup>犬山問屋の事は継立の人馬なし。屬也。</sup>の北庭に水溜有。此水溜、むかしは鈴木玄道屋敷内に有之所、此所へ替る。<sup>年月屋根に火の見所有。これを守るもの上本町より老人、横町より老人也。</sup>  
 兩人共享主番・立番・加番御除き。火の見は享保十年四月廿六日に出来。

凶師町の事は、本町辻より東は北がわ中ほど迄上本町へ属く、西は専念寺前木戸迄北側上本町分也。木戸の夜番、上み十五日、上本町下の辻夜番出て勤る。<sup>(9)</sup> 供屋敷の事は、明和三年戊十月、鶉飼町坂口上に始て取建。夫迄は御入城の節、御供の衆を町家にて御宿仕候事也。寛政十年午三月、此屋敷へ替る。此家は元と富川雲哲と申御医師の旧宅也。むかし遠藤宗善宅地は此隅<sup>(10)</sup>に有しと見たり。(乍)併、宗善へ御免有しほどの地所不知。元禄の比迄宗善屋敷にかつと云女有之。御証文は親類神戸弥右衛門に有之、御取上げに相成候。右か<sup>(11)</sup>の代を諸役除に被仰付候。

一、中本町 日役十式人分

凶師町辻よりひがし南がわ此陌附、西は専念寺前木戸迄南側中本町属也。木戸の夜番、下も十五日は中本町上み番引こして守る。上本町裏地、大本町地境に古木の榎有。文政六年未冬、枯木と成て伐倒す。むかしは中村町裏境<sup>(10)</sup>にも此対の大榎有。里語に一里塚と云事あれ共不詳。此筋通に上みにも榎あれば、往古の地境なる歟。中本町の榎は延享元年丙寅八月廿四日大風烈敷吹て凶師南側人家の上へ倒る。髭八左衛門と云者榎の下に倒る。されども家の梁・柱等の間に

有りて命は助りたり。専念寺前人家の事は、むかし御樹木屋敷といふ所にて、於に今御連上地也。元禄十四年巳に生駒六兵衛年貢控となる。家造りて間口十三間也。此所、享保六年丑より笹岡定之右衛門御控に成。又、桜林七郎左衛門御控にも成。其後専念寺控借屋となる。安永九年(子)十月、銘々持屋とす。爰に売薬師寿助11)といふ者、丹羽郡山名村より出て松岡玄信に仕へ、此借家のはじめ家守に出て玄信の薬方を授り売薬師と成。坂口木戸の事は上本町・中本町両町の持也。此所、中切村へ通路の事は中古の事なる歟。小坂の下り口は龍雲寺境内也。大本町の人家を坂下へ移し給ふ頃なる歟。此木戸、むかしは夜分メきりにして、中切への用事は鶉飼町へ廻る事也。鍵は両町の町代へ預り置事にて、或夜御役家に臨産有り。婆々は中切村のものなり。急ぎ御呼よせ被成度とて鍵預りの町代へ借りに被遣候処、間だたのみにて即時に鍵しれず、遅刻に及びたり。これに仍て以来鍵を専念寺前の者に御預けに成る。しかるに享保十三年申十月五日(夜)、右鍵預りのものより出火して此長屋不残焼亡す。鍵なくして夜番の者木戸を開く事不叶。とやせんかくやせんとする内に、坂下の人数木戸外につめ掛け、眼前に火を見ていらちたれ共せんかたなし。熊手・より棒等にて木戸を押外し押入たり。其時、夜番は扉の下に成て踏倒され、辛き命を助りたり。以来、宵の間通路御免となる。

一、下本町 日役十人分

今の産社の北うらをよこまちと云。中ほど迄は南北南がわ下本町属也。此横町、往古なき所なり。寛永十弐年犬山大火の後、捨通12)の

ために此横隅13)を明たりと云。武兵衛とむかし唱し事有哉。武兵衛と云者の明たるか、又、武兵衛の家屋敷を潰して陌としたる歟。不詳。鍛冶屋町地境にむかしは少しの古土居有りて、とびこし通ひたると云事有。下本町南は辻迄なり。往古は正月左義長14)、此辻にて有しと伝聞く。寛永の頃迄は町並の家居も如今には非して、隣境に垣にても有し由。祭礼、寛永十弐年に当町ははじまり、其入用銭集を間口割と云。今の有間口よりは中に少くつとめし家あり。旧例なり15)。

一、名栗町 日役四人分

外に升形掃除役老人分  
下御長屋入口五厘分の役有

本陌通りを辻の切と云。名栗とは陌の名残といふ事にて、所々に有ける名残町を今は名栗と呼直したる由聞へける。辻より東、産社までを中の切と云。産社より東、熊野町境までを東の切と云16)。又、辻より西、庚申堂迄を西名栗と唱ふ。此西名栗南がわは、むかし八幡地内にて御築地御出来の節、きり入に成たる由聞へける。下御長屋入口は寛文五年巳九月に明たる由。是迄は熊野町先馬場より入口の方本門と見へたり。

一、鍛冶屋町 日役八人分

此陌、南は名栗町より入る。産社の東側片端陌也。往古は南のねりべいの所も中ほど過迄は人家のありし由。此所に今の枝町庚申堂あり。此地、八間に廿間余  
あり。りといふ事聞へける産社御遷座以前の事也。宮後も人家有りて、古は社地にあらず。近来、此分不残御社地と成。北側水溜は包重左右衛門居屋敷の地内にて、替地余坂ひがしにてわたる。上みの辻より図師の内南側中ほど迄は東西ともかぢや町属也。此陌、むかしは銘鍛冶・農鍛冶多し。都合三十六軒の鍛冶也。町名こゝによる事也。

関東の(道)者、犬山に來りてうちものを求む。これを其得意の鍛治に宿して商ふ事と云。

一、練屋町 日役十四人分

此陌名、何故か不知。南辻より東西北側中ほど迄はこの陌屬。上み辻迄、むかしは大手行当りまで練屋町と云事歟。練屋町松岡味安とあり。尤、横町は後に明たる町にて、里人新町と呼ぶ。横町の人々多くむかしねりや町の内に名前見たり。

一、横町 日役五人分

西は札の辻より、東は魚や町に繼ぐ。此陌、文祿のころには無之。其後に陌を練屋町よりひらきたる歟。町代・御目見等も四ヶ所に准じて練屋町の次に付。里人、新町と呼ぶ。故に新しき陌(也)と覺ゆ。

一、魚屋町 日役八人分 外に木戸掃除役

此陌、東は御築地にして木戸有、西は横町につづく。むかしは魚屋商人の多く有し由。陌の名、こゝによる事歟。木戸際南側にて人家の裏地、寺内町木戸際の屋敷尻まで延地有。尤、御運上地也。むかし矢場にて有し哉。あづちの跡も見へ侍る。北側東にて新道へ入口有。中ほど北がわに津田大門といふ所有。今は亭主番所と成。此地、枝町庚申堂の控也。往古は木曾川式部の渡しへ通路の下り口といふ。津田大門とは、犬山寄合組に津田与左衛門と申御屋敷の大門口也。中古、此御屋敷も新道え御門替りたり。夫より西の新道に入口有。此所、水溜り有。西は横町に繼ぐ。

枝町、魚屋町の内也。しかし天正のころには熊野町分成か。法花

寺御証文、熊野町法華寺惣坊と有。寛永年には魚屋町と有り。此陌、南は熊野町にて、辻より西へ少し北側此陌え属く。

一、熊野町 日役四人分 外に木戸掃除役老人分

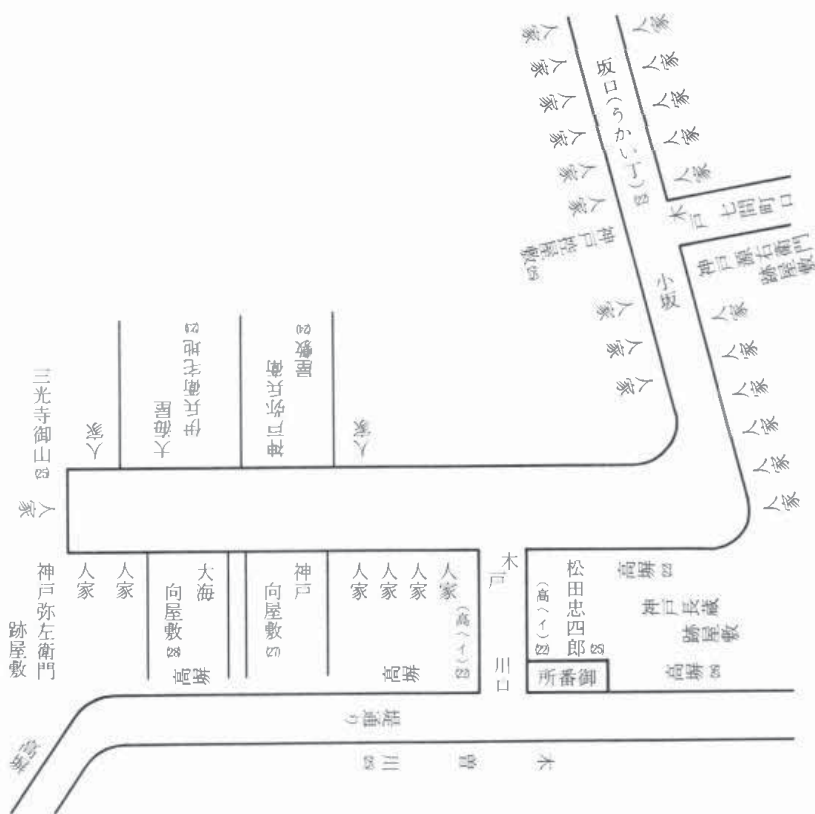
此陌、往古より熊野権現の鎮守有。陌の名、こゝによる事歟。権現の事は神社の部に出す。むかし先聖寺有。寺院の部に出す。南は御築地にて木戸有。是を薬師寺口と云。北宿へ入口畠は年貢地也。西側牢屋敷有。此牢屋敷は、むかし名栗町庚申堂の辺り有しを爰へ易地すと云。其年代不知。上みの辻東西中ほど迄南側、此陌え属く。

一、寺内町 日役四人分 外に木戸掃除役老人分

此陌に豎・横有。豎町のむかしは四つ屋といふ。北はうをや町より入る。横町は東御築地に(て)、木戸有。木戸際より南へ入る片端町なり。むかしは武家屋敷の有し所。中ほど南へ入、北宿口。西は凶師につづく。慶長の頃迄に本願寺宗門寺四ヶ寺出来たり。是に寺内町と云歟。左あらば寺町と云たし。内の字いかゞ。此横陌の事南側、延宝六年午八月、木戸外へ替地被下引越て外寺内と云。跡は武家屋敷となる。又、寛政九年巳に右の人家を南側武家屋敷の跡へ引越被仰付たり。

一、鵜飼町 日役九人分 外に木戸掃除役

此陌、むかしと形ち違へり。むかし凶面は次に顕わす。鵜匠の有之によりて町の名とす。むかし谷町と云所あり。今、其所詳ならず。予思ふに、神戸・大海の住し所なるか。今町と云所有。是又不詳。或人曰、これは小坂の上なるよしと聞つとふ。神戸弥右衛門跡地を御上みの御茶屋と成し給ふ事有り。神戸源右衛門跡地は人家と成。延宝三年卯六月、鵜飼町川



並堤通は裏地に高塀かゝる。寛政元年酉閏六月、堤の嵩置御普請に付高塀取れる。神戸屋敷前の分、人家新町出来て南へ引越したり。此節、七間町口木戸も取拂にて、川戸の木戸、今の木戸所へ引(け)る。

神戸源右衛門跡家を暫く御評定所となり。宝暦の比なる歟。後、取こぼしにて人家立。鵜飼町、むかし地方御支配にて神戸党計り町方御支配有之処、寛文六年午八月不残町家と成。右故に屋敷内に少々づつ御高付の所あり。神戸一党并大海屋は御朱印九石地の内なり。其畝歩は里人の部に顕す。

七軒町

此まち、鵜飼町に属く。むかし野呂党のもの七人ありし由。町名こゝによると云。大泉宮は神社の部に出す。其社地ひがし、常満寺下までは野呂屋しきと云。北川玄信こゝに住す。東側にて中切村の地有。西側南迄此陌の(人)家なり。

材木町

此陌、うかい町に属く。むかし材木商人の木場ありし所也と云。上みの御材木蔵もこれあり。享保十一年午より神戸弥左衛門控地と成。

一、外町 日役五人分

此陌のむかしは八まんと云。産社の地主正八幡宮、東側北御堀近き所に往古より鎮座します。今、西名栗南側も八幡の一くる輪とつた多聞ゆ。犬山大通名古屋街道、此八幡口へ替りたるは一岳様御代也。中むかしは九軒町と云。天神町とも唱ふ。九軒町とは祥雲寺門前片端なる畝と云人有。八幡宮易地は慶長四年也。右跡地、人家と成て今は日役地也。東側社地より南(は)徳授寺境内にて明暦三年より人家と成。元とは地方にて有しを、明暦三年の八月三日に外町不残町方と成。宝永七年に慶雲庵境内も又人家建て南側まちとな

る。西側（は）不残日役地なれども少しづつ屋敷尻に御高付もあり。この町の寺院、皆寺院の部に出す。

#### 村の部

御城廻り村々は元和七年辛酉五月朔日に御拝領有。御高元弐千百九十石九合也。其後、御高盛り直り井御竿入等にて追々相増、今高三千四百七拾弐石弐斗五升と成。

一、犬山五ヶ村とは内田・余坂・中切・木の下・大本町等也。今、出来町を入れて六ヶ村とす。

#### 一、内田村

此村ふるし。<sup>60</sup> 民家は御堀ちかく住居したるを、火災ありて後、不残今の所へ易地被仰付候。神社・寺院の事は其部へ出し、船頭給地の事・御証文等は里人の部（に）顕す。

#### 一、余坂村

往古はうをや町木戸外は野畠けなる由。今の稲木神社北裏を小嶋の里と云。小嶋氏族、昔よりこゝに住す。其人々を今の陌へ出し、また大手東御長屋の地に住ける太田の氏族を此陌に移し給ふ。右の年代不詳。太田氏のもの此村に居ても居屋敷無年貢也。しかるを寛政九年巳に其地所御買上げと成て代金被下置、以来御高付に相成候。今、瓦やの地より東太田と云迄は、犬山小三昧とむかし云し所なる由。稲木神社は神社の部に顕す。

#### 一、中切村

此むらふるし。馬場・井堀・藪の内・石切町といふ小名あり。<sup>61</sup> 当

村の神社・寺等は其部に出す。

#### 一、大本町村

これは住古中切村の地内なるよし。慶長年間に平岩侯の御代、大本町の人家を中切むらの地内へうつし一村となる。先聖寺富士塚などを大本町富士（塚）と称するは武士陌大本町の事なり。神社・修験は其部へ出す。

#### 一、木の下村

織田侯御城を築き給ふ所也。<sup>62</sup> 今の村民は其後田中の里より引移りたる者歟。今、民家のある所はむかしの御城中なるべし。今の富岡村はむかし田中の里にて富岡村と呼び、今、富岡村は山新田にて天正の頃なる歟。今の村へ引移り跡は田所とぞ成にける。延命院の事は神社井寺院の部へ出す。

#### 一、出来町村

此陌、むかしは畠け也。享保七年に古木屋兵衛といふ者、大本町村より出て人家を建、町並作るゆへに兵衛町と唱ふ。

#### 一、丸山新田<sup>63</sup>

是は余坂村より出郷也。安永年中にはじめて余坂の人、相生坂に家を造りたり。年経て追々所々に家造り、農人來住して一村となる。依て文政四年の春、余坂村を離て新田一村となる。

#### 一、橋爪村

此邑は御城番領知也。産社のむかし、御橋の有し所を止々馬木と云。村名こゝによる。

古より追々建替候御高札御文言

札

一、伴天連の訴人 銀子貳百枚

一、い流まんの訴人 同 百枚

一、き里志多ん(の)訴人 同五十枚、又三十枚  
訴人公よるへし

右訴人い多し候輩ハたとひ同宗門多るといふ(と)も、宗旨をころ

ひ申出流尔をひ天ハ其科をゆるし、為御褒美如書付可被下者也

寅九月廿七日

定

一、寛永之新銭并古銭共に金子壹兩に四貫文、勿論壹分ニハ壹貫文

売買た(る)へし、高下のうり可い仕尔おひ天ハ、双方より売買

之代一倍為過料可出之、其町之年寄貳百足、其外は家一軒与里十

疋宛為過怠可出之事

一、大可け・われ銭・か多奈し・ころ銭・奈まり銭・新悪銭・此外

え羅ふへ可ら須、若えらふ毛の六銭を出して徒可婦者有之者、或

ハ其所尔三日左羅し、或ハ十日籠舎たるへし、其町之過料右同前

之事

一、新銭、江戸并近江坂本尔て被仰付候間、両所之外悪銭に到る迄

一切不可致出也、若相背族可為曲事(事)

一、今度新銭被仰付、上縦有来たりといふとも悪銭或礼銭・散銭等

尔も不可取扱之事

一、御領・私領共に年貢収納等にも此御定之通不可相背事

右之条々堅可相守者也

寛永十三年六月朔日

覚

一、御製道之新銭商売い多し候ハ、其所におさへ置、早々江戸へ

可申上候、勿論新銭荷物駄賃取申間敷事

一、者く(ち)うち候儀、堅御停止之事

一、町人・諸職人荷物そんしさる様尔徒けおろしい多す遍き旨、能々

馬か多ニ可申付事、付行下々江商売ありやうに可仕事

右之旨、今度從公義被仰出候間、堅可相守者也

慶安元年子十一月十一日

定

き里志多ん宗門之事、累年雖為御制禁、御代替に付天弥無断絶、

急度可相改候旨被仰出候条、自然不審成者有之ハ申出へし、此以

前伴天連之訴人尔銀貳百枚、い流まんの訴人尔同百枚、雖被下之、

自今以後者

一、伴天連之訴人 銀三百枚

一、い流まんの訴人 銀貳百枚

一、同宿并宗門之族訴人 銀五十枚、三十枚  
品ニよるへし

右之通、為御褒美可被下之、若隠置、他所より阿らハ流ル尔おゐて



は、其五人組迄可被行曲事候間、依仰下知如件

承応三年二月（九日）

奉行

定

幾里志丹宗門之事、累年御制禁堂りといへとも、弥以無断絶可相改之、自然不審成者有之ハ申出へし

伴天連之訴人 銀三百枚

い流まんの訴人 銀貳百枚

同宿井宗門之訴人 銀五十枚

又（者）三十枚、品ニより急度御褒美可被下、若かしく置、他所よりあらハ流尔おひ天ハ、其所之五人組ま天可為曲事事之旨堅所被仰出也、仍而下知如件

寛文元年六月十二日

奉行

條々

一、於諸国、（にせ）薬種一切停止多るへし、若にセ薬種商売仕輩阿らは訴人尔出へし、急度御褒美可被下事

附、毒薬一切売買不可仕事

一、商売之輩諸色一所ニ買置、志めう里仕へ可ら春、并申合諸事高値尔い多すへ可らざる事

一、諸職人申合、作料・手間賃等高直尔仕へ可らざる事

右條々、可相守此旨、若違背之族於有之者、糺軽重、或死罪或流罪多るへし、惣而誓約をなし、結徒党輩有之尔おひ天ハ、御穿鑿之上可

被行敵科者也、仍下知如件

寛文十一年十月廿六日

奉行

右之通、從公義被仰出候間、可相守之也

成瀬隼人正

竹腰山城守

定

幾里志丹宗門之事、累年御制禁たるといへとも、弥以断絶なく相改遍し、自然不審成毛の有之は申出へし、御本うひとして

伴て連之訴人 銀五百枚

い流まんの訴人 銀三百枚

同宿井宗門之訴人 銀五十枚

又ハ百枚、品尔よ流へし、かくし置、他所よりあらハ流にをゐて盤、五人組まで曲事た流へし

右之通、囑託可被下（之）旨、從先年被仰出候畢、若於令違犯者、

急度可被処敵科者也、仍下知如件

天和元年十二月

奉行

右之通、從公義被仰出候間、可守之者也

成瀬隼人正

定

一、忠孝を者け満し、夫婦・兄弟・諸親類ニむつましく、召仕ものに到迄情慙をくハふへし、若不忠・不孝の者あらは可為重罪事

一、万事於こりい多春へ可ら須、屋作・衣服・飲食尔をよふまで、  
儉約を可相守事

一、悪心を以て或い徒者り、或無理を申懸、或利欲をかまへて人の  
害越なすへ可ら春、惣而家業をつとむへき事

一、盗賊并悪党毛の有之ハ訴尔出遍し、急度御褒美可被下之ヲ

附、博奕堅令制禁事

一、喧嘩・口論停止之、自然有之時、其場所へ猥不可出向、又手負  
多る者を隠置へ可らさ流事

一、被行死罪之族有之刻、被仰付輩之外、不可馳集事

一、人売買堅(令)停止之并年季に召仕下人・下女共尔十ヶ年限り  
遍し、其定数を過盤可為罪科事

附、譜代之家人又者其所ニ住来輩、他所へ相越在付(妻子をも  
令所持、其上)科な起者を不可呼返事

右條々、可相守之、於有違犯之輩者、可被処敵科旨所被仰出也、仍  
下知如件

天和二年五月 日

奉行

右、今度從公義被仰出之訖、急度可守之者也

成瀬隼人正

條々

一、毒藥并尔セ藥種売買之儀、弥堅制禁之、若於商売仕者可被行罪  
科、たとひ同類多るといふとも、訴人に出累輩は急度御褒美可被  
下事

一、尔セ金銀売買一切停止たるへし、自然持来に於テハ兩替屋尔て  
うちつふし、其主に可返之、再者つしの金銀・尔セ金銀は金座・  
銀座へつ可ハし、可相改事

附、尔セ物すへ可らさる事

一、寛永之新銭金子壹両に四貫文、勿論壹分尔は壹ノ文、御領・私  
領共に年貢収納等尔も御定之員数たるへき事

一、新銭之儀、いつれの所尔ても御免なくして一円不可鑄出之、若  
違犯之輩有之ハ可為罪科事

附、悪銭・似銭・古銭此外撰へ可らさる事

一、新作の慥奈らさる書物、商売い多須へ可らさる事

一、諸色の商売、或一所尔買置、志めうり、或申合高直尔い多須へ  
可らさる事

一、諸職人申合作料・手間賃等高直に春へ可ら須、惣而誓約をなし、  
結徒党儀、可為曲事

右條々、可相守此旨、若違犯之族於有之、可被処敵科者也、仍下知  
如件

天和二年五月二日<sup>(34)</sup>

奉行

右之通、從公義被仰出之訖、弥堅可守之者也

成瀬隼人正

定

きり志多ん宗門盤累年御制禁多り、自然不審なる毛の有之ハ申出遍  
し、御本うひ斗して

者てれんの訴人 銀五百枚

い流まんの訴人 銀三百枚

立かへ里者の訴人 同断

同宿并宗門の訴人 銀百枚

右之通、可被下之、たとひ同宿・宗門之内たりといふとも、訴人尔  
出る品ニより銀五百枚可被下之、かくし置、他所<sup>カ</sup>あらはるゝにお  
ゐてハ、其所の名主并五人組迄、一類共に可被処敵科者也、仍下知  
如件

天和二年五月 日

奉行

右之通、從公義<sup>義</sup>被仰出之訖、弥堅可守之者也

成瀬隼人正

覚

捨馬之儀ニ付追々被仰出処、頃日も捨馬仕候者在之候、急度御仕置  
可被仰付候へ共、先此度も流罪被仰付候、向後捨馬仕候者於有之ハ  
可被行重科者也

十二月 日

定

人売買、弥堅令禁止之、召仕候下人男女共ニ年季十ヶ年限流といへ  
とも、向後年季之限無之、譜代尔召抱とも可為相对次第之間、可致<sup>付</sup>  
其旨者也、仍如件

元禄十二年三月 日

奉行

右之通、從公義<sup>義</sup>被仰出之訖、弥堅可相守之者也

成瀬隼人正

右は御高札古文言也。左は当時掛り居り御文言

一、親子・兄弟・夫婦を初、諸親類尔志多しく、下人等に至る迄、  
是をあ者れむへし、主人阿る輩ハおのゝ其奉公尔精を出スへき  
事

一、家業を専尔し、懈る事奈く、万事其分限尔過へからざる事

一、いつ者を奈し、又ハ無理をいひ、惣して人の害尔奈る遍き事  
を春へ可らざる事

一、博突の類、一切尔禁制之事

一、喧嘩・口論を徒々しし、若其事ある時、みどり尔出合へ可ら春、  
手負多るものかくし置へ可らさ類事

一、鉄炮狼ニ打遍可らす、若違犯の者阿らハ申出へし、隠置、他所  
よりあらはるゝに於ゐてハ、其罪重可る遍き事

一、盜賊・悪党の類あらハ申出遍し、急度御本(う)ひ下さる遍き事

一、死罪尔行者ある時、馳集るへ可らざる事

一、人売買可多く停止寸、但シ男女の下人或は永年季或ハ譜代尔召  
置事ハ、相对尔任春へき事

附、譜代の下人又ハ其所尔住来る輩、他所へ罷越、妻子をも毛  
ち、有付候者呼返すへ可ら須、但罪科ある者制外の事  
右條々、可相守之、若於相背者、可被行罪科者也

正徳元年五月 日  
右ノ通、從公義被仰出之訖、弥堅可相守之者也

奉行

成瀬隼人正  
竹腰山城守

定

きり志多ん宗門ハ累年御制禁多り、自然不審成者有之ハ申出遍し、御本(う)ひとして

者て連んの訴人 銀五百枚

い流まんの訴人 銀三百枚

立かへり者の訴人 同断

同宿并宗門の訴人 銀百枚

右之通下さるへし、堂とひ同宿・宗門之内多るといふとも、申出る品尔より銀五百枚下さるへし、かくし置、他所よりあらはるゝ尔於いてハ、其所之名主并五人組一類共尔罪科尔於こ奈王るへき者也

正徳元年五月 日

奉行

右之通、從公義被仰出之訖、弥堅可相守之者也

成瀬隼人正

竹腰山城守

定

一、火を付る者を志らハ早々申出へし、若かくし置尔於いてハ其罪重かるへし、たとひ同類多るといふとも、申出る尔於いて天ハ其罪をゆるされ、急度御褒美下さるへき事  
一、火を付る者と見付は、これを捕へ、早々申出へし、見の可し尔すへ可らさる事

一、あやしき毛のハせんさくをいけて、早々御代官・地頭江召連來るへき事

一、火事之節、鎗・長刀・刀・脇差等、ぬき身尔すへ可らさる事

一、火事場其外いつ連の所尔ても、金銀諸色飛るひとらハ御代官・

地頭江持参すへし、毛し隠置、他所与りあらはるゝ尔於いてハ、其罪重可るへし、堂とひ同類多るといふとも、申出る輩ハ其罪を

ゆるされ、御褒美下さるへき事

右條々、可相守之、若於相背者、可被行罪科者也

正徳元年五月 日

奉行

右之通、從公義被仰出之訖、弥堅可相守之者也

成瀬隼人正

竹腰山城守

定

一、毒薬并似薬種売買の事、禁制須、若違犯之者あらハ其罪重可るへし、たとひ同類といふとも、申出る於いてハ其罪をゆるされ、急度御褒美下さるへき事

一、似金銀売買一切尔停止春、若似セ金銀あらハ金座・銀座へ徒加

ハし、相改むへし、者つしの金銀も是又金座・銀座へ徒かハし、

相改むへき事

附、惣して似物すへ可らざる事

一、寛永之新銭金子壹両四貫文、壹分ルハ壹貫文たるへし、御領・私領共ル年貢収納等に毛御定之こととたるへき事

一、新銭之事、銭座之外一切鑄出すへ可らざ流事

一、新作之慥奈らざる書物、商売春へ可らざる事

一、諸職人いひ合せ、作料・手間賃等高直ル春へから須、諸商売物

或者一所ル買置、志めり里し、或ハいひ合せ高直ル春へ可らざ流

事

一、何事ルよら須誓約を奈し、徒党を結ふへ可らざる事

右條々、可相守之、若於相背者、可被行罪科者也

正徳元年五月 日

奉行

右之通、從公義被仰出之訖、弥堅可相守之者也

成瀬隼人正

竹腰山城守

定

何事ニよら須よろしからざる事ル、百姓大勢申合候をととうと奈へ、ととうして志めてね可ひ事くハ多つるをごうそと云、阿るひハ

申あハせ村方多ちのき候をてうさんと申、前々より御法度ニ候条、

右類の儀、これあらハ居村・他村にかきらす、早々そのすしの役所

へ申出へし、御本う飛として

ととうの訴人 銀百枚

こうその訴人 同断

てうさんの訴人 同断

右之通下され、その品ニより帯刀・苗字も御免あるへき間、たとへ一旦同類ル成とも、発言い多し候者の名まへ申出るル於てハ、その科をゆるされ、御本うひ下さ流へし

一、右類訴人い多春毛のも奈く、村々騒立候節、村内の毛のを差押へ、と（と）うにくわらせ寸、一人もさしい多さゝ流村方これ

あらハ、村役人にても、百姓にても、重モにとり志つめ候毛のハ

御本うひ銀下され、帯刀・苗字御免、さしつゝき志つめ候毛のと

もこれあらハ、それく御本うひ下しお可るへき者也

明和七年四月

奉行

右之通、從公義被仰出之訖、弥堅可相守之者也

成瀬隼人正

竹腰山城守

右御高札之儀、寛文年中には御兩名も相見、跡天和のころは御一名、其後何の頃なる哉又御兩名、元文五年より御一名、寛政七年に又御兩名と成

市日

十七日・廿二日・廿七日<sup>36</sup> 本町通

二日 横町・魚屋町

七日 練屋町・鍛冶屋町

寛文六年寅九月八日

市日

十七日・廿二日・廿七日 本町通

二日・七日 横町・魚屋町

十二日 練屋町・鍛冶屋町

元禄三年午二月廿二日

博突・賭之諸勝負、前以御法度ニ候処、近年一統相ゆるミ、博突・賭之勝負等之儀、色々名目を付候而、武家屋敷・寺社又茶屋并辻等ニ於て、右体不埒之儀い多し候趣相聞候、以来右体之儀有之候ハ、急度可申付候、尤吟味糺之上ハ、懸合之先々迄も無用捨相糺、仕置可申付候、尤右体不埒之者有之候ハ、密ニ奉行所へ可訴出候、急度御褒美可被下候、同類之内堂リ共訴出、自分旧悪をも相改ニおひてハ、是又御褒美可被下候、右之趣、町方ハ辻々ニ張置、在方ハ高札場又ハ村役人之宅前等ニ張置、町役人・村役人・五人組共組合きリニ申合、互ニ改可申候、武家ニ而も家来并末々之部屋々々ニ至迄、無油断相改、寺社ニ而も同断申合、互ニ改可申候

右之趣、従公義被仰出候間、書面之趣弥堅可相守之、以来右体不埒之者有之候ハ、猶更急度可申付候、尤不埒之者有之、密ニ訴出候ハ、御褒美可被下候間、在々之者者所御代官、其外筋々奉行所(へ)可訴出者也

天明八年申二月

犬山里語記 卷の七 終

注

- (1) 名古屋市立博物館蔵本(以下、名博物館本という)・国会図書館蔵写本(以下、国会図書本という)には、この項目見出し(目録)はない。
- (2) これは三好吉房の次男である羽柴秀勝(一五六九〜九二)のことである。秀勝は一五九一年(天正一九)三月に岐阜城主となり、同年十一月に参議に任じた。
- (3) 名博物館本では「御城内七軒町のむかし、三光寺御山に御城の有し時なる欵、町人住居の地と聞侍る」となっている。三光寺山に城があった時には、産社(針綱神社)は(城)山にあったので時期的には同じである。しかしこゝで注目されるのは「時なる欵」が「節」となり、「町人住居の地と聞侍る」が「七人の町家こゝに住す」というように推定・伝聞が断定の形で表現されていることである。こうした変化は次の「大手東の御長屋も両側共町人住居の地なる由」(名博物館本)が「大手東の御長屋も両側共町人住居す」(底本)等にもみられる。
- (4) 名博物館本では「上に常満寺・専念寺・円光寺・龍雲寺、下に天岳寺・西願屋敷・西救屋敷・十王堂・庚申堂等也。西願は専念寺境内へ引て真誉院とす。西救屋敷の観音堂は常満寺境内へ易地。龍雲寺の白山権現は兼師寺境内遷座。天岳寺は妙感寺と成、天神の社は妙感寺山内へ遷座也」
- (5) 名博物館本では「北宿の東にて御築地内の畠は、今、神戸風也の所むかし片端と申て、寄合組の御屋敷有し所也。元と御城番もこゝに居給ふ。御取壊ちに成しは竹川・鳥居・矢口・市川 是は北側 真野・長谷川・阿知波 是は南かど 甘利・加嶋・横井 是は片端也 右十軒の跡なり」となっており、底

本には描かれている家屋配置図はない。

犬山市立図書館蔵写本（以下、犬山図書本という）は、一八五四年（安政元）十二月に写本されたこともあって、次の加筆がある。「追加曰、此地処、天保年中、当中本町塚本屋甚左衛門買上、御年貢地の処、弘化年より嘉永年来度々異国船渡来いたし、諸家方猶更武備専用の処、当御家も一段武備嚴重にて御秘事御儀義軍法調練足並稽古場に御取建に相成。嘉永六年冬、右同処潰し野原に相成。北宿口寺内丁に木戸御取結びに相成。以来、調練場と相唱申候事」

- (6) 犬山図書本・大島家蔵写本に記載されている。
- (7) 犬山図書本・大島家蔵本
- (8) 名博物館本では「問屋屋根」
- (9) 名博物館本では「夜番の者、上み十五日は上本町より木戸添に勤む」
- (10) 名博物館本では「むかし中日本町裏地大本町境」
- (11) 名博物館本では「売薬師井桁屋寿助」
- (12) この部分は名博物館本では「往古は此道なかりしと思ひ侍る。今思ふに掘切の路なり」
- (13) 正月に行う火祭りの行事。どんど焼。
- (14) この部分は名博物館本では「寛永の頃迄は町並も家居の並あしく、隣つめの間も明きて垣など有し事と見たり。下本町に祭礼は寛永十二年に始まり、今に祭礼入用、表間口割也。其間口は今の有間口に少しづつの違有。是は、むかし家居の間口有丈けにて、隣境垣根の所は間口に入ざると聞伝ける」
- (15) 名博物館本では「外に老人分形掃除役、宍分下御長屋口掃除役」
- (16) 名博物館本では「鍛冶屋町通より熊野町迄を東名栗と唱ふ」
- (17) 名博物館本では「下もは凶師の辻より凶師通り東西中程迄北側、此陌

へ属く。上みは魚屋町通りの辻迄なり。むかしは今の玄信屋敷迄練屋町なるべし。文禄年中に練屋町松岡味安と有」

(18) 名博物館本では「大手先より玄信屋敷の前に通り衾りや町筋へ出て魚屋町へ通たるもの也」

(19) 射塚。あむづち。土を塀のように築いて、弓を射るのをかけるもの。

(20) 名博物館本では「自身番所」

(21) 名博物館本では「寛永十式年祭礼の始りたる時」

(22) 名博物館本

(23) 名博物館本では「大海屋伊兵衛屋敷」

(24) 名博物館本では「神戸弥左衛門屋敷」

(25) 名博物館本では氏名の記載なく、「人家」とされている。

(26) 名博物館本では「神戸長蔵屋敷」

(27) 名博物館本では「神戸控屋敷」

(28) 名博物館本では「大海控屋敷」

(29) 名博物館本では「犬山大通名古屋街道、此八幡宮口へ替りたるは、一岳様御代、河野九左衛門御普請奉行にて、羽黒村大榎迄街道を段の上へに開かせ給ふと云事有」

(30) 名博物館本ではこの次に「昔、内田左衛門次郎といふ人有。今の瑞泉寺は其人の山也。是を寄附せられたり」の記載がある。

(31) 名博物館本ではこの次に「大本町村もむかしは中切の地なりといふ」の記載がある。

(32) 名博物館本では、以下次の記載になっている。

「文明年間より天文迄織田侯の御城有し地なり。今の村地はむかし御城中なるべし。農氏の住む所にあらずと思へり。往古は田中の森辺に一村有、富岡村これ也といふ。今の富岡村は其節の山新田なるよし聞侍る。

本郷潰て、人民模寄の地へ離散す。多くは新田の富岡村え引越して今の富岡村となる。是は慶長の頃と思ひ侍る。犬山御城番の領知にし給ふ。田中の森の神人は岡田氏にして、其後胤富岡村に有り。此木の下村も其分れなり。御城跡へ来りて居住す」

(33) 名博物館本では「余坂新田」

(34) 名博物館本・国会図書本・犬山図書本・大島家蔵写本には日にちの記載はない。

(35) 名博物館本・国会図書本には年数の部分が空白にされている。

(36) 名博物館本では「十二日・十七日・廿二日・廿七日」

(37) 名博物館本・国会図書本・犬山図書本は「廿一日」、大島家蔵写本は底本と同じく「廿二日」

(38) 名博物館本・国会図書本にはこれ以下の記載がない。